2013 年 4 月 1 日現在

【学術研究センター関連規程】

1. 東京経済大学学術研究センター規程（2007 年 4 月 1 日改正施行）
2. 東京経済大学学外提携研究に関する倫理基準（2006 年 9 月 21 日改正施行）
3. 東京経済大学学外提携研究に関する取扱規程（2006 年 9 月 21 日改正施行）
4. 東京経済大学学外提携研究に関する細則（2006 年 9 月 21 日改正施行）
5. 東京経済大学研究助成費制度規程（2009 年 4 月 1 日改正施行）
6. 東京経済大学研究助成費制度施行細則（2009 年 4 月 1 日改正施行）
7. 研究助成費制度の運用に関する申し合わせ（2010 年 1 月 27 日改正施行）
8. 研究助成費取扱要領（2011 年 4 月 1 日改正施行）
9. 東京経済大学プロジェクト研究所規程（2010 年 10 月 13 日改正施行）
10. 日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金に係わる共同研究助成規程（2006 年 7 月 12 日改正施行）
11. 東京経済大学科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程（2011 年 11 月 9 日改正施行）
12. 東京経済大学公的研究資金の運営及び管理に関する規程（2011 年 4 月 1 日施行）
13. 東京経済大学学術シンポジウム実施要綱（2007 年 4 月 1 日改正施行）
14. 学術図書刊行助成規程（2009 年 10 月 14 日改正施行）
15. 学術研究センターワーキングペーパー取扱内規（2011 年 4 月 1 日施行）
16. 学会開催に関する助成内規（2012 年 11 月 16 日改正施行）
17. 東京経済大学客員研究員に関する規程（2006 年 7 月 12 日改正施行）

1. 東京経済大学学術研究センター規程

（設置）

第１条　専任教員の研究及び本学と学外諸機関との共同研究の発展を図るため，本学に学術研究センター（以下「センター」という.）を置く.

（センターの行う事業）

第２条　センターは，次の事業を行う.

(1)　学内資金及び外部資金の援助を受けて本学教員が個人として行う研究，若しくはグループとして実施する共同研究及び学外諸機関との提携研究プロジェクト等（以下「プロジェクト」という.）への支援

(2)　各プロジェクトの実施環境の整備

(3)　国際シンポジウム，学術フォーラム等の実施

(4)　プロジェクト及び国際シンポジウム，学術フォーラム等の成果の公表に関すること

(5)　プロジェクト研究所に関すること

(6)　その他センター運営上必要な事項

（センター長，副センター長及びセンター運営委員会）

第３条　センターの管理運営のため学術研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という.）を置く.

2　センターに学術研究センター長（以下「センター長」という.）を置き，研究委員長がこれにあたる.

3　センター長は，センターを統括する.

4　研究副委員長が置かれている場合は，学術研究副センター長（以下「副センター長」という.）を置き，研究副委員長がこれにあたり，センター長を補佐する．ただし，研究副委員長が置かれていない場合には，この限りではない.

5　センター長に事故あるときは，研究委員の中から，毎年度あらかじめ互選により選出された研究委員長代行がその職務を代行する．ただし，副センター長が置かれている場合には，副センター長がその職務を代行する.

6　センター運営委員は，研究委員がこれを兼任する.

（センター運営委員会の業務）

第４条　運営委員会は，次の事項を審議する.

(1)　プロジェクト申請の受付及び審査

(2)　センターが受け入れたプロジェクトの研究成果の公表

(3)　プロジェクト研究所の設置及び廃止等に関すること

(4)　その他センターの管理運営に関すること

2　運営委員会は，センター長が招集する．

（プロジェクト等の種類）

第５条　センターは，運営委員会の承認を得た以下の個人研究プロジェクト，共同研究プロジェクト及びプロジェクト研究所について取り扱う．

(1)　公的（民間公益法人を含む）研究助成金による個人研究プロジェクト

(2)　公的（民間公益法人を含む）研究助成金による共同研究プロジェクト

(3)　学内共同研究プロジェクト

(4)　他大学・他研究機関・行政・企業等との共同・提携研究プロジェクト

(5)　学外からの受託研究プロジェクト

(6)　必要に応じて開催されるシンポジウム・研究セミナー等のプロジェクト

(7)　プロジェクト研究所

（プロジェクトの運営）

第６条　プロジェクトの受け入れは，次の手続きによる．

(1)　前条第１号，第２号，第３号及び第５号のうち，研究資金の授受が本学をとおして行われるもの，及び前条第４号については，運営委員会に申請し，その承認を得なければならない．　ただし，前条第２号，第３号及び第５号については，研究資金の授受が本学をとおさない場合であっても運営委員会に申請することができる．

(2)　前条第１号及び第３号のうち，本学「研究助成費制度規程」に基づく個人又は共同研究プロジェクトについては同規程の定めるところによる．

(3)　センターは，プロジェクトを受け入れたときは代議員会に報告しなければならない．

2　プロジェクト・メンバーとして他大学教員，本学及び他大学の院生・学部生，プロジェクト遂行に必要と認められる専門家等を参加させることができる．

3　学内資金（共同研究助成費），公的資金，学外資金の運用・管理・執行に関しては，別に細則を定めるほか，本学「経理規程」による．ただし，プロジェクトごとに収支計算書を作成しなければならない．

4　プロジェクトの運営にあたっては，センターの指示に従わなければならない．

5　前条第４号及び第５号については，別途「倫理基準」を作成する．また，その運用のために，「学外提携研究取扱規程」及び「学外提携研究細則」を別に定める．

6　前条第７号については「プロジェクト研究所規程」を別に定める．

（研究活動報告書・研究成果の公表）

第７条　各プロジェクトの研究活動は，年度末ごとにセンターに研究活動報告書を提出し，センターが毎年刊行する「学術研究センター年報」に公表しなければならない．

2　研究成果は，「学術研究センター年報」に公表しなければならない．ただし，学内及び学外の学術雑誌又は他の発行媒体（単行本，CD-ROM 等）に掲載された研究発表をもって代えることができる．この場合も研究成果の趣旨をセンターに提出し，「学術研究センター年報」

に掲載する．

3　センターが主催する国際シンポジウム及び学術フォーラム，研究セミナー等において発表された報告・論文や討議内容などは，「学術研究センター年報」に掲載する．

4　プロジェクトからの申請に基づき，審査の上「学術研究センター年報」の別冊として研究会用のワーキングペーパー，インタビュー記録，学術資料等の印刷発行を援助することができる．

5　国内及び国外の学会等での本学教員の研究報告ないし講演の全文ないし要約を運営委員会の議を経て「学術研究センター年報」に掲載できるものとする．

（センターの事務）

第8条　各プロジェクト活動の連絡・管理・情報収集，その他センターの事務は，学務部研究課がこれにあたる．

（改廃）

第9条　この規程の改廃は，運営委員会の議を経て代議員会で決定し，理事会の承認を得る．

付　則

この規程は，2000年（平成12年）5月24日から施行する．

付　則

1　この規程は，2001年（平成13年）4月1日から改正施行する．

2　経過措置として，2001年（平成13年）4月1日就任の副センター長の任期は，2001年（平成13年）4月1日から2002年（平成14年）3月31日までとする．

付　則

この規程は，2004年（平成16年）5月13日から改正施行する．

付　則

この規程は，2006年（平成18年）9月21日から改正施行する．

付　則

この規程は，2007年（平成19年）4月1日から改正施行する．

2. 東京経済大学学外提携研究に関する倫理基準

変動する現代社会のなかで，大学における研究活動を活性化するために，学外のさまざまな諸機関と協力する共同・提携研究活動あるいは学外諸機関からの受託研究（以下「学外提携研究」という.）が要請されている．本学は，そうした要請に応えることを主要な目的のひとつとして，学術研究センターを発足させた（「東京経済大学学術研究センター規程」第２条（1），第５条（4）（5）参照）．しかし，学外提携研究は，あくまでも大学本来の目的である人々の福祉の増進と社会の健全な発展のために役立てられるべきであって，学外提携研究がそうした大学本来の活動を歪めるものであってはならない．本学において学外提携研究に従事するものは，以下の倫理基準に従わなければならない．

（提携研究の倫理基準）

第１条　本学は学外提携研究について，次のような倫理基準を定め，学外提携研究に従事する教員等は，活動にあたってこの基準に従わなければならない．

(1)　学問の自由と独立の原則を守ること．

(2)　人事の決定などに際して，学外提携研究が大学の自治を侵さないこと．

(3)　学外提携研究の承認審査では必要な資料が開示され，その決定が民主的になされること．

(4)　研究成果は公開を原則とすること．ただし，知的財産権取得等のために，共同研究者又は研究委託者との信頼関係に基づいて，成果公表の時期を合理的に制約することを認めることがある．

(5)　軍事目的に役立つことを目指す学外提携研究，又は差別，抑圧若しくは人権侵害につながる反人道的な学外提携研究は行わないこと．

（提携の承認及び運営等）

第２条　学外提携研究の承認と運営等については，「東京経済大学学外提携研究に関する取扱規程」及び「同細則」による．

（改廃）

第３条　この基準の改廃は，学術研究センター運営委員会の議を経て，代議員会がこれを決定し，理事会の了承を得る．

付　則

この基準は，2000 年（平成 12 年）10 月 18 日から施行する．

付　則

この基準は，2006 年（平成 18 年）9 月 21 日から改正施行する．

3. 東京経済大学学外提携研究に関する取扱規程

（趣旨）

第１条　本学における他大学・他研究機関・行政・企業等の学外機関（以下「学外機関」という.）との共同・提携研究及び受託研究（以下「学外提携研究」という.）に関する取り扱いは，この規程の定めるところによる.

（定義）

第２条　この規程における学外提携研究とは，本学が学外機関から研究者・研究費等を学術研究センターに受け入れ，学外機関と共通の課題について行う研究・開発，あるいは，学外機関から受託した研究・開発をいう.

（プロジェクト担当者）

第３条　本学における学外提携研究のプロジェクトに携わる者（以下「プロジェクト担当者」という.）は，学術研究センター規程に基づくプロジェクト・メンバーとする.

（申請書類）

第４条　学外提携研究を行おうとする場合，本学のプロジェクト担当者（複数の場合は代表者）は，以下の書類を学術研究センターを通じて学長に提出しなければならない.

(1)　学外提携研究プロジェクトの研究計画書

(2)　上記プロジェクトの経費計画書

(3)　学外機関からの提携研究申込書

(4)　学外のプロジェクト担当者の履歴書

(5)　学術研究センター運営委員会が契約締結を必要と認めた場合は，学外機関と本学との契約書原案

（審査委員会）

第５条　学外提携研究の承認及び「東京経済大学学外提携研究に関する倫理基準」等の運用を適正かつ円滑に行うために，学長の下に審査委員会を置く.

2　審査委員会は，学長に提出された学外提携研究プロジェクトの事前審査を行う.

3　審査委員会委員は，若干名とし，プロジェクトごとに学術研究センター長の推薦により，学長が指名する.

4　審査委員会委員の任期は，プロジェクト審査の終了までとする.

5　審査委員会の委員長は，委員の互選による.

（承認等）

第６条　審査委員長は事前審査の結論を学術研究センター長及び学長に報告する．学長はその報告をもとに，学術研究センター長の意見を徴した上で審査を行い，その結論を代議員会で報告する.

2　学外提携研究の実務運営に関しては，「東京経済大学学外提携研究に関する細則」による．ただし，同細則に定めのない事項に関しては，本学が定める諸規程等に準拠する．

（研究の完了）

第 7 条　学外提携研究が完了したときは，学術研究センター長は，プロジェクト担当者（複数の場合は代表者）の報告を受けて，学長にその旨報告する．

（研究成果の公表）

第 8 条　学外提携研究による研究成果は，学術研究センター長を通じて学長に提出するものとし，学長は，それを速やかに公表する．研究成果の公表に際しては，本学の学外提携研究であることを明記しなければならない．なお，知的財産権にかかわる研究成果の公表時期と方法等については，相手の学外機関と別途協議して定める．

（改廃）

第 9 条　この規程の改廃は，学術研究センター運営委員会の議を経て，代議員会がこれを決定し，理事会の了承を得る．

付　則

この規程は，2000 年（平成 12 年）10 月 18 日から施行する．

付　則

この規程は，2006 年（平成 18 年）9 月 21 日から改正施行する．

4. 東京経済大学学外提携研究に関する細則

（目的）

第１条　本学における学外提携研究の実務運営は，この細則の定めるところによる．

（契約）

第２条　学外提携研究に際して，学術研究センター運営委員会が必要と認めた場合は，本学と当該学外機関との間で契約を締結する．

2　契約書には原則として以下の諸事項を記載する．

(1)　提携研究に関する経費の取り扱いに関する事項

(2)　提携研究の中止に関する事項

(3)　提携研究で発生する知的財産権等の取り扱いに関する事項

(4)　研究成果の公表時期，方法等に関する事項

（経費の支出）

第３条　学外機関から受け入れる研究費は，本学経理課において取り扱い，資料費，旅費，備品費，消耗品費，謝金等，当該研究の遂行に必要な経費は，受け入れた研究費の範囲内で支出する．

（研究設備等）

第４条　本学はその施設・設備を提携研究の用に供し，当該施設・設備の維持管理のために通常生じる経常経費を負担する．ただし，本学施設・設備の利用にあたっては，学内の研究・教育環境の維持を優先し，その環境を損ねないことを条件とする．

2　提携研究に必要な場合は，学外機関の設備等を無償で受け入れ，共同で使用することができる．

（研究の中止）

第５条　提携研究が中止されたときは，受け入れた研究費のうち不要となった分及び受け入れた設備等を学外機関に返還する．ただし，契約書に中止に関する規定があるときは，その規定に従う．

（知的財産権）

第６条　提携研究の結果，知的財産権（特許権，実用新案権，意匠権，商標権等）が生じた場合は，本学と学外機関とで持分を定めて共有する．ただし，学外機関から権利等を本学が継承した場合は，本学が単独で所有する．

2　特定のプロジェクト担当者の独自の研究によって生じた権利については，本学と学外機関の協議の上，所有機関を決定する．

（改廃）

第７条　この細則の改廃は，学術研究センター運営委員会の議を経て，代議員会がこれを決定

し，理事会の了承を得る．

付　則

この細則は，2000 年（平成 12 年）10 月 18 日から施行する．

付　則

この細則は，2006 年（平成 18 年）9 月 21 日から改正施行する．

5. 東京経済大学研究助成費制度規程

（目的）

第１条　本学は専任教員の学術研究及び教育の向上を期するため，研究助成費を専任教員に支給する制度を設ける．

（助成費の種類）

第２条　研究助成費は以下の２種類とする．

(1)　個人研究助成費．個人研究助成費とは単年度に個人に支給される研究助成費のことをいう．

(2)　共同研究助成費．共同研究助成費とは，単年度に３名以上の専任教員による共同研究に支給される研究助成費のことをいう．

（申請資格及び欠格事項）

第３条　研究助成費の申請資格を有する者は，本学専任教員に限られる．

2　前項の規定にかかわらず，以下の者は研究助成費の申請を行うことができない．

(1)　研究助成費申請年度以前の個人・共同研究助成費の受給者，及び国内・国外研究員であって，その研究成果が未発表又は未届け若しくは公表が猶予されている等の理由により，本規程第７条に定める学術研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という．）の議を経ていない者

(2)　研究助成費申請年度に国内・国外研究員である者

（申請）

第４条　研究助成費の支給を受けようとする者は，本学所定の書式による研究計画書及び助成費使用計画書を，運営委員会を経て学長に提出しなければならない．

2　研究助成費の支給を受けようとする者は，同時に本規程の複数の研究助成費に対して申請を行うことができない．

（研究助成の決定）

第５条　研究助成費の支給は，運営委員会の議を経て，代議員会の承認を得るものとする．

（研究報告書の提出）

第６条　共同研究助成費の支給を受けた者は，研究期間終了後２カ月以内に，第７条に定める研究成果とは別に，本学所定の研究報告書を運営委員会に提出しなければならない．

（研究成果の提出）

第７条　研究助成費の支給を受けた者は，研究期間終了後１年以内に研究成果を公表しなければならない．

2　共同研究助成費については，構成員全員が共同論文又は単独論文を公表しなければならない．

3　研究成果の公表は，原則として本学紀要にこれを行う．ただし，学外に公表することを妨げない．

4　研究成果を学外に公表する場合には，当該年度の助成費による研究成果であることを明記し，研究期間終了後 1 年以内に刊行物を 1 部運営委員会に提出しなければならない．ただし，事情により明記できない場合には，当該論文が本学研究助成費の研究成果であることを明記した書面の提出により，これに代えることができる．

5　研究成果が未公表であっても，以下の各号のいずれかを満たす場合は，研究成果公表の認定を受けたものとみなす．

(1)　本学紀要においては，各編集委員会に論文等が提出され，委員会が掲載を決定し，運営委員会にその旨を報告した場合．

(2)　学外における公表においては，掲載決定若しくは出版決定を明示した書面を運営委員会へ提出した場合．ただし，掲載又は刊行予定の原稿のコピーを 1 部運営委員会に提出しなければならない．

（研究成果の提出猶予）

第 8 条　研究助成費の支給を受けた者が特別な事情で前条第 1 項に定める期限内に研究成果を公表できない場合は，その理由書を運営委員会に提出しなければならない．

2　運営委員会は，前項の手続きにより，1 年にかぎって研究成果の公表の延期を認めることができる．

（研究成果等の取り扱い）

第 9 条　学術研究センター長は提出された研究成果を，運営委員会の議を経て認定し，代議員会に報告しなければならない．

2　研究成果が未発表又は未届けの場合も運営委員会はその旨を代議員会に報告することとする．

（共同研究における役割分担）

第 10 条　共同研究において，研究代表者は会計担当者を兼任することができない．

（共同研究における学外研究者）

第 11 条　共同研究は必要に応じて学外者を加えることができる．ただし，学外研究者は研究代表者及び会計担当者になることはできない．

（運用）

第 12 条　この規程の運用は別に定める「研究助成費制度施行細則」による．

（改廃）

第 13 条　この規程の改廃は，運営委員会の議を経て，代議員会が行う．

付　則

この規程は，1994 年（平成 6 年）4 月 1 日から施行する．

付　則

この規程は，1995 年（平成 7 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

この規程は，1997 年（平成 9 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

1　この規程は，2001 年（平成 13 年）4 月 1 日から改正施行する．

2　2000 年度（平成 12 年度）以前の受給者についても，この規程を適用する．

付　則

この規程は，2006 年（平成 18 年）7 月 12 日から改正施行する．

付　則

1　この規程は，2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から改正施行する．

2　経過措置として，2009 年度（平成 21 年度）に旧規程第 2 条第 2 号「個人研究助成費（B）．個人研究助成費（B）とは 2 年間にまたがって個人に支給される研究助成費のことをいう．」の 2 年目の個人研究助成費（B）を受給する場合は，旧規程第 6 条第 1 項「個人研究助成費（B）及び共同研究助成費の支給を受けた者は，研究期間終了後 2 カ月以内に，第 7 条に定める研究成果とは別に，本学所定の研究報告書を運営委員会に提出しなければならない．」を適用する．

6. 東京経済大学研究助成費制度施行細則

（目的）

第１条　この細則は，東京経済大学研究助成費制度規程（以下「規程」という.）第 12 条に基づき規程の運用の細則を定めるものとする.

（申請の時期）

第２条　規程第２条により，個人研究助成費及び共同研究助成費の受給を希望する者は，毎年４月の所定の期日までに，本学所定の書式による研究計画書及び助成費使用計画書を，学術研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という.）を経て学長に提出しなければならない.

（研究助成費募集人数）

第３条　各研究助成費の募集人数は次のように定める.

(1)　個人研究助成費は 35 名

(2)　共同研究助成費は３件

（研究助成費支給額）

第４条　各研究助成費の支給額は次のように定める.

(1)　個人研究助成費（A）は 35 万円

(2)　共同研究助成費は 150 万円

（研究助成費受給者の選考）

第５条　研究助成費の申請者が支給予定件数を超えた場合は次の順序によって選考する.

(1)　個人研究助成費

①　新任教員

②　前年度中に外部の研究資金に研究代表者若しくは研究分担者として応募している者

③　はじめて研究助成費を申請する者

④　1970 年度を基準とした在職年数に対する，個人研究助成費と共同研究助成費との合計受給回数の比率が小さい者

ただし，ここにおける受給回数は，個人研究助成費及び共同研究助成費をそれぞれ１回として計算し，旧規程の個人研究助成費（A）を１回，個人研究助成費（B）を２回，個人研究助成費（C）を１回として計算する.

⑤　前年度に本規程に基づく研究助成費を受給していない者

(2)　共同研究助成費

①　前年度中に外部の研究資金（共同研究）に同一の共同研究者として応募しているグループ

②　1970 年度を基準とした共同研究者全員の在職年数に対する，個人研究助成費と共同

研究助成費の受給回数の平均比率が小さいグループ．ただし，ここにおける受給回数は前号に同じ．

（研究計画の変更）

第6条　研究計画を変更する場合には，運営委員会を経て学長の承認を受けなければならない．ただし，次に掲げるものについては承認を要しない．

(1)　研究計画の軽微な変更

(2)　助成費使用内訳について，各費目の増額又は減額が，各助成費の総額の3分の1を超えない場合

（請求・精算手続き等）

第7条　研究助成費の請求手続き・精算手続き及び購入した物品（資料，機器備品，用品等）の取扱事務は別に定める「研究助成費取扱要領」による．

2　共同研究で購入した機器備品は，研究期間終了後，運営委員会の管理下におき，共同研究者に長期貸し出しを認めることができる．

（国外渡航中の授業）

第8条　研究助成費の受給者は，授業計画に支障をきたさないように，国外での調査に赴くものとする．

（改廃）

第9条　この細則の改廃は，運営委員会の議を経て，代議員会が行う．

付　則

この細則は，1994年（平成6年）4月1日から施行する．

付　則

この細則は，1996年（平成8年）4月1日から改正施行する．

付　則

この細則は，1997年（平成9年）4月1日から改正施行する．

付　則

1　この細則は，2001年（平成13年）4月1日から改正施行する．

2　2000年度（平成12年度）以前の受給者についても，この細則を適用する．

付　則

この細則は，2005年（平成17年）4月1日から改正施行する．

付　則

この細則は，2006年（平成18年）7月12日から改正施行する．

付　則

1　この細則は，2009年（平成21年）4月1日から改正施行する．

2　経過措置として，2009年度（平成21年度）に旧研究助成費制度規程第2条第2号「個人

研究助成費（B）．個人研究助成費（B）とは 2 年間にまたがって個人に支給される研究助成費のことをいう．」の 2 年目の個人研究助成費（B）を受給する場合は，第 3 条第 1 号の募集人数とは別に 30 万円を支給するものとする．

7. 研究助成費制度の運用に関する申し合わせ

（目的）

第１条　この申し合わせは「東京経済大学研究助成費制度規程」及び「東京経済大学研究助成費制度施行細則」の運用に関する取扱いについて定める．

（外部の研究資金）

第２条 「東京経済大学研究助成費制度施行細則」第５条の各号に係る外部の研究資金は次の各号のとおりとする．

(1)　科学研究費補助金（文部科学省，日本学術振興会）

(2)　官公庁（独立行政法人，特殊法人を含む）が公募する研究助成

(3)　民間助成団体（公益法人を含む）が公募する研究助成

(4)　行政・企業等からの受託研究

(5)　その他，学術研究センター運営委員会が認めるもの

（外部の研究資金応募等の証明）

第３条　外部の研究資金に応募等をしたことの証明は，次の各号のいずれかによる．ただし，科学研究費補助金へ研究代表者として応募した場合は，これを省略することができる．

(1)　助成団体に提出した研究計画書（申請書）の写し

(2)　助成団体に提出した交付申請書の写し

(3)　助成団体から通知された交付決定書の写し

(4)　委託契約書の写し

(5)　その他，研究課題への参加を証明する書類

（審査書類）

第４条　研究助成費の審査書類は次の各号によるものとする．

(1)　研究助成費申請書（学内様式）

(2)　前年度中に外部の研究資金に応募等をしている場合は，前条の証明書類

（審査）

第５条　審査は「東京経済大学研究助成費制度施行細則」第５条により行うが，その際，以下の点を留意する．

(1)　外部の研究資金に応募した場合，その応募の採択・不採択は，審査の際，問わない．

(2)　共同研究助成費は，共同研究者全員が，外部の研究資金の研究代表者又は研究分担者に含まれていなければならない．

(3)　研究代表者又は研究分担者の表記がなくても，第３条の応募の証明書類に研究参加の記載があれば，その名称を問わず研究分担者とみなす．

(4)　外部の研究資金へ研究代表者として参加しているか，研究分担者として参加している

かは，審査の際，選考基準としない．

(5)　外部の研究資金へ継続課題として応募し採択された場合は，継続して受給している年度も，外部の研究資金へ応募しているものとみなす．ただし，当該年度の交付申請書等，研究課題への参加を証明する書類がなくてはならない．

(6)　「東京経済大学研究助成費制度施行細則」第 5 条の各助成費の選考基準において，上位の選考基準で対象件数が募集件数を超えた場合は，直近下位の選考基準で順位を決定する．

（改廃）

第 6 条　この申し合わせの改廃は，学術研究センター運営委員会が行う．

付　則

この申し合わせは，2005 年（平成 17 年）4 月 1 日から施行する．

付　則

この申し合わせは，2010 年（平成 22 年）1 月 27 日から改正施行する．

8. 研究助成費取扱要領

（目的）

第１条　この要領は「東京経済大学研究助成費制度規程」及び「東京経済大学研究助成費制度施行細則」に基づき支給される研究助成費の取扱いについて定める．

（費目の種類）

第２条　研究助成費の費目及びその使用については以下のとおりとする．

(1)　資料費

研究目的のため，必要な図書・文献・研究用ソフトウェアを購入することができる．ただし，資料は大学の所有に属し，所定の保管手続きを経た後に長期貸し出しの扱いとする．

(2)　消耗品費

研究用として使用する消耗品は，耐用年数１年未満で，単価３万円未満のものとする．

(3)　機器備品費・用品費

研究目的のため，必要な電子計算機・メディア関係等の機器備品・用品を購入することができる．ただし，研究個室の基本備品を除く．この場合，機器備品・用品は大学の所有に属し，所定の保管手続きを経た後に借用書による長期貸し出しの扱いとする．

(4)　研究調査出張旅費（「研究関係旅費等支給基準」に定める学会を除く）

研究目的のため，学外において必要な研究調査出張及び研修会・ワーキンググループ等への参加の必要が生じた場合の出張旅費受給の取扱いは，第５条の定めるところによる．

(5)　研究会等参加費（「研究関係旅費等支給基準」に定める学会を除く）

研究目的のために，学外の研究集会・研修会・ワーキンググループ等への参加の必要が生じた場合，その参加費を支出することができる．ただし，参加費には懇親会費は含まないものとする．

(6)　郵便・通信・電信電話料

研究資料等の送付及び研究調査のアンケート等を行うために，郵便・通信・電信電話料を使用することができる．

(7)　アルバイト料

研究調査の補助のため，アルバイト料を支出することができる．その時間単価は本学規程の定める基準による．

(8)　電算機及びデータベース使用料

本学以外の機関の電算機使用料及びデータベースの使用料を支出することができる．

使用料にはネットワーク加入料，データアクセス料を含むものとする．

(9)　印刷費

研究上必要な資料を得るため，印刷費を使用することができる．

(10)　製本費

研究目的のために，雑誌，資料，論文等の製本費として使用することができる．

(11)　機器備品・用品レンタル料

研究目的のため，必要な電子計算機・メディア関係等の機器備品・用品のレンタル料を支出することができる．ただし，契約に関する一切の責任は個人が負うものとし，レンタル期間は当該年度とする．

(12)　学外の研究者に対する支払報酬・宿泊費及び交通費

本学において学外の研究者を招聘して共同研究会を行う場合に，学外研究者に対して支払報酬，宿泊費及び交通費を使用することができる．宿泊費及び交通費は「国内旅費支給基準」によるものとし，日当は支給しない．

(13)　会議費

会議費（会場借料，茶菓子代等）は，共同研究助成費の 10％を上限として，支出することができる．

(14)　業務委託費

研究目的のため，必要な統計調査，データ入力及び翻訳等を学外の機関に委託するための費用を支出することができる．ただし，助成費使用計画書（プロジェクト研究所にあっては収支計画書）を提出の際，当該業務委託の見積書を添付しなければならない．

(15)　プロジェクト研究所参加費

研究員は，「プロジェクト研究所規程」に基づき，研究助成費から任意の金額をプロジェクト研究所の研究参加費として支出することができる．研究員は当該年度の 4 月末までに，研究所所長を経て，学術研究センター長に「学内研究費移管申請書」を提出しなければならない．

（プロジェクト研究所の資金，経費等の取扱い）

第 3 条　プロジェクト研究所の資金，経費等については次のとおり取扱う．

(1)　プロジェクト研究所に外部研究資金を導入した場合の外部研究資金の取扱いは，本要領の定めにかかわらず，当該研究資金の取扱い要領等による．

(2)　個人研究費あるいは研究助成費からプロジェクト研究所に研究参加費として任意の金額を拠出した場合の研究所経費の取扱いは，本要領の定めに従う．ただし，第 7 条（支給額の費目別制限）については，これを適用しない．

(3)　プロジェクト研究所が研究所客員研究員から徴収する研究参加費の取扱いは，当該プロジェクト研究所が定める．

（機器備品・用品の納品検査，取扱い手続き）

第４条　機器備品・用品の購入に際しては，研究課が納品検査を実施する．

2　耐用年数を経過した機器備品・用品については除却する．耐用年数については，別に定める経理規程第 40 条第４項による．手続きに関する事務は総務部管財課で取扱う．

3　所定の保管手続きを経て長期貸出をした機器備品・用品については，原則として本学を退職するときは返却する．返却された備品は学術研究センター運営委員会の議を経て取扱う．ただし，本人が引き続き使用を申し出た場合，定年退職者には貸出の延長，依願退職者には減価償却後の残存価額による売却を認めることができる．

（研究調査出張旅費の支給基準）

第５条　第２条第４号に定める研究調査出張旅費の申請は，あらかじめ所定の申請書により学部長宛に行う．

2　研究調査出張旅費は，交通費，宿泊費，日当，査証手数料，空港使用税の５種類とする．

3　出張終了後，出張したことを証明する書類（宿泊先の領収書，旅券の写し等）をいずれか１点提出しなければならない．

4　国内における研究調査出張旅費は，「国内旅費支給基準」により支給する．

5　国外における研究調査出張旅費は，次のとおり支給する．

(1)　交通費，査証手数料，空港使用税は，実費を支給する．

(2)　宿泊費，日当は，「国内旅費支給基準」により支給する．

(3)　国外出張に付随する国内旅費は，「国内旅費支給基準」により支給する．

（他の研究費との併用の禁止）

第６条　１件の費目の支出に際して，研究助成費は個人研究費，学会出張旅費，学会年会費制度と併用することはできない．

（支給額の費目別制限）

第７条　「研究助成費制度施行細則」第６条第２号の定めにかかわらず，この要領で上限若しくは下限を定めている費目については，その限度を超えることはできない．

（研究助成費の精算手続き）

第８条　研究助成費の精算手続きは，学務部研究課が行う．

2　研究助成費の精算請求は，原則として毎年２月末日をもって締切日とする．

（改廃）

第９条　この要領の改廃は，学術研究センター運営委員会の発議に基づき，大学運営会議の議を経て，代議員会が行う．

付　則

この要領は，2001 年（平成 13 年）４月１日から施行する．

付　則

この要領は，2004 年（平成 16 年）5 月 13 日から改正施行する．

付　則

この要領は，2004 年（平成 16 年）10 月 1 日から改正施行する．

付　則

この要領は，2006 年（平成 18 年）9 月 21 日から改正施行する．

付　則

この要領は，2008 年（平成 20 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

1　この要領は，2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から改正施行する．

2　経過措置として，2009 年度（平成 21 年度）に旧研究助成費制度規程第 2 条第 2 号「個人研究助成費（B）．個人研究助成費（B）とは 2 年間にまたがって個人に支給される研究助成費のことをいう．」の 2 年目の個人研究助成費（B）を受給する場合も，本規程を適用する．

付　則

この要領は，2010 年（平成 22 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

この要領は，2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から改正施行する．

9. 東京経済大学プロジェクト研究所規程

（設置）

第１条　本学にプロジェクト研究所（以下「研究所」という.）を置くことができる.

（目的）

第２条　研究所は，本学における研究拠点の形成・育成，本学専任教員による競争的外部研究資金獲得の促進，本学専任教員による研究の対外的アピールの促進等を目的とする.

（事業）

第３条　研究所は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う.

(1)　研究及び調査

(2)　研究及び調査の成果の発表

(3)　研究会，講演会，講習会等の企画及び開催

(4)　受託研究，寄附研究，科学研究費等による研究プロジェクトの受入

(5)　大学院学生の研究支援

(6)　その他研究所の目的達成に必要な事項

（研究所の設置及び廃止）

第４条　研究所の設置及び廃止は，本学専任教員である研究代表者からの申請に基づき，学術研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という.）の議を経て，学長が決定する.

2　研究所の設置にあたっては，３年以上５年以内の設置期間を定めなければならない.

3　研究所は，設置から３年後にその見直しを行い，設置期間を経過したときは廃止する.

4　設置期間の経過等により廃止した研究所は，同じ研究内容では新たに研究所を設置することはできない.

（設置申請手続）

第５条　研究所を設置しようとするときは，別に定める研究所設置申請書によって，研究代表者が学術研究センター長（以下「センター長」という.）に申請しなければならない．また，研究代表者は研究所内規を作成し，センター長に提出し，運営委員会の承認を得なければならない.

2　研究所を学外提携研究に基づき設置する場合は，「学外提携研究に関する取扱規程」で定められた承認手続きをとるものとする.

（廃止申請手続）

第６条　研究所を廃止しようとするときは，別に定める研究所廃止申請書によって，研究代表者がセンター長に申請しなければならない.

（研究所の設置取り消し）

第７条　研究所が本規程及び関連諸規定に違反した場合は，運営委員会の議を経て，学長は研

究所の設置を取り消すことができる．

（研究所の構成員）

第 8 条　研究所は，所長，研究員，研究所客員研究員（以下「客員研究員」という．），研究補助員，事務補助員等により構成されるものとする．

（所長）

第 9 条　各研究所に，所長 1 人を置く．ただし，所長は本学専任教員とする．

2　所長は，運営委員会の議を経て，学長が委嘱する．

3　所長は，研究所の研究を推進し，研究所を代表する．

4　所長の任期は，研究所の設置期間とする．

5　所長が欠けたときは，その後任者の任期は，前任者の残存期間とする．

6　所長は，本学の他の研究所の所長を兼ねることはできない．

（研究員）

第 10 条　研究所に研究員を置く．

2　研究員は，研究所が設置する研究プロジェクトに参加する本学の専任教員 3 名以上（所長を含む．）とする．

（客員研究員）

第 11 条　研究所に本学の専任教員ではない研究者を客員研究員として加えることができる．ただし，客員研究員の人数は，当該研究所の研究員数（所長を含む．）を超えることはできない．

2　客員研究員は，本務校等所属機関がある場合，研究所への参加に関して予め所属機関の許可を得るものとする．

（研究補助員）

第 12 条　研究所の事業を実施する上で，必要と認められるときは，研究補助員を置くことができる．

2　研究補助員は研究プロジェクトに参加する大学院研究科修士課程学生，大学院研究科博士後期課程学生，大学院研究科修士課程修了者，大学院研究科博士後期課程修了者，大学院研究科博士後期課程満期退学者及び所長が特に認めた者とする．

（事務補助員）

第 13 条　研究所の事業に係る事務処理等において，必要と認められるときには，事務補助員を置くことができる．

2　事務補助員は，書類等の審査により，所長が認めた者とする．

（施設）

第 14 条　研究所は，所長の研究室又は本学が認めた場所に時限付の施設を置くことができる．

（活動計画及び収支計画）

第 15 条　所長は，毎年度，活動計画書及び収支計画書をセンター長に提出し，運営委員会の

承認を得なければならない．

（活動報告）

第16条　所長は，毎年5月末までに，前年度の活動報告書及び収支決算書をセンター長に提出し，運営委員会の承認を得なければならない．

（研究所の見直し）

第17条　所長は，設置3年を経過した時点で，過去3年間の活動報告書をまとめ，5月末までに提出しなければならない．また，活動を継続する場合は，その後の2年以内の活動計画書をセンター長に提出し，運営委員会の承認を得なければならない．

（研究成果の発表及び評価）

第18条　研究所は，研究の成果を論文又は単行本等で発表し，社会に公開するものとする．

2　研究所は，設置期間の終了時に，学外の第三者による評価を受けるものとする．

（特別研究助成費）

第19条　研究所は，活動計画を実施する上で著しく経費が不足する場合に限り，運営委員会の承認を得て，学長にプロジェクト研究所特別研究助成費の申請をすることができる．

（経理）

第20条　研究所に係る経費は，研究所構成員が受給する外部研究資金，学内研究費（個人研究費，個人研究助成費，共同研究助成費の研究所研究参加費及び特別研究助成費）及び客員研究員から徴収する研究参加費をもってこれにあてる．ただし，研究所の経費の取扱いについては「学外提携研究に関する取扱規程」，「研究費取扱要領」及び「研究助成費取扱要領」に基づき，研究所内規に定める．

2　研究所の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる．

3　研究所が外部研究資金を受け入れている場合には，本学が研究所と協議の上，その一定割合を学術研究センターの運営資金として徴することができる．

（発明又は著作に関する権利）

第21条　研究所における研究，調査に基づく発明又は著作に関する権利の帰属及び利用については，別に定める．

（改廃）

第22条　この規程の改廃は，運営委員会の議を経て，代議員会が行う．

付　則

この規程は，2004年（平成16年）5月13日から施行する．

付　則

この規程は，2004年（平成16年）10月1日から改正施行する．

付　則

この規程は，2006年（平成18年）7月12日から改正施行する．

付　則

1　この規程は，2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から改定施行する．

2　経過措置として，第 20 条第 1 項でいう個人研究助成費には，2009 年度（平成 21 年度）に支給される旧研究助成費制度規程第 2 条第 2 号「個人研究助成費（B）．個人研究助成費（B）とは 2 年間にまたがって個人に支給される研究助成費のことをいう．」の 2 年目の個人研究助成費（B）を含めるものとする．

付　則

この規程は，2010 年（平成 22 年）10 月 13 日から改正施行する．

10. 日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金に係わる共同研究助成規程

（目的）

第１条　本学は，日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という.）の学術研究振興資金（以下「資金」という.）に係わる共同研究にたいして，研究費の一部を補助する.

（申請手続）

第２条　事業団に資金の交付の申請を希望する共同研究者の代表は，定められた期日までに研究計画書（別紙事業団の研究計画書様式）を学長に提出しなければならない.

（審査委員会の設置）

第３条　学長は，研究計画書の提出があった場合，審査委員会を設置し，研究計画書の審査について諮問する.

（審査委員会の構成）

第４条　審査委員会は，学術研究センター長および学術研究センター運営委員１名を含む５名以上奇数の審査委員から構成される.

2　審査委員長は，委員の互選による.

（審査委員の委嘱）

第５条　学長は，学術研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という.）の推薦に基づいて審査委員を委嘱する.

2　運営委員会は，研究計画書を基に研究内容と関連のある分野の教員のなかから審査委員に適した者を選び，学長に推薦する.

（審査結果の答申）

第６条　審査委員会は，研究計画書，事業団の公募要領とその関係書類及び別に定める本学の審査内規に基づいて審査を行い，その結果を学長に答申する.

（共同研究の決定）

第７条　学長は，審査委員会の答申に基づいて，事業団に推薦する共同研究を決定しそれを代議員会に報告する.

（共同研究費支給総額）

第８条　共同研究費の総額は，1年間あたり300万円を限度とする.

（差額に対する補助）

第９条　本学は，事業団から資金の交付を認められた共同研究にたいして，共同研究費の総額より交付金額を差し引いた金額を補助する.

（研究成果の提出）

第10条　共同研究の成果は，研究期間終了後２年以内に学術研究センターに提出しなければならない.

2　学術研究センターは，その成果を「学術研究センター年報」等に公表する．

（疑義に対する取扱）

第 11 条　この規程に定めのない事項その他取扱い上生じた疑義は，この規程の趣旨にしたがい，運営委員会がその都度決定する．

（改廃）

第 12 条　この規程の改廃は，運営委員会の議を経て代議員会が決定する．

付　則

この規程は，1990 年（平成 2 年）10 月 25 日から施行する．

付　則

この規程は，1998 年（平成 10 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2000 年（平成 12 年）7 月 14 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2006 年（平成 18 年）7 月 12 日から改正施行する．

別紙　略

11. 東京経済大学科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程

（目的）

第１条　この規程は，本学の専任教員が科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という.）の交付を受けて補助事業を行う研究代表者及び研究分担者（以下「研究者」という.）として科研費を使用するにあたり，独立行政法人日本学術振興会が定める「科学研究費助成事業（科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金）の使用について各研究機関が行うべき事務等」（以下「使用ルール」という.）及び文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の趣旨に従い，本学における科研費の管理及びその手続き等を定める.

（法令等の遵守）

第２条　前条の科研費の交付を受けた研究者及び事務取扱部署は，交付元又は本学の諸規程等の定めを遵守し，適正に運営・管理しなければならない.

（科研費に関する事務）

第３条　学務部研究課は，研究者が交付を受ける科研費（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費，間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について，次の各号に掲げる事務を行う.

(1)　研究者に代わり，科研費（直接経費）を管理する.

(2)　研究者に代わり，科研費（直接経費・間接経費）に係る諸手続きを行う.

(3)　研究者が直接経費により購入した設備，備品又は図書について，当該研究者からの寄付を受け入れるとともに，当該研究者が，他の研究機関に所属することとなる場合は，その求めに応じてこれらを当該研究者に返還する.

(4)　研究者が交付を受けた間接経費について，当該研究者からの譲渡を受け入れ，これに関する事務を行うとともに，当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には，直接経費の残額の 30％に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する.

2　総務部経理課は，科研費の出納業務等会計処理を行う.

3　総務部管財課は，設備・備品（用品を含む）台帳を管理する.

4　学務部研究課は，図書台帳を管理する.

（直接経費の管理等）

第４条　直接経費は，本学の科学研究費補助金又は学術研究助成基金助成金専用の銀行口座において預かり金として管理する.

2　直接経費に関して生じた利子は，当該研究者からの譲渡を受け入れる.

3　物品費を支出する際にすべての購入物品（図書等を含む）について，科研費担当事務職員が納品検査を実施しなければならない.

4　アルバイトを雇用する場合は，被用者本人が勤務表を提出することを原則とする．科研費担当事務職員は，被用者本人に対し勤務実態の確認をしなければならない．当該研究者と親族関係にある者への報酬は，正当事由がない限り，これを認めない．

5　謝金を支出する場合は，領収書のほか，業務内容書を提出しなければならない．当該研究者と親族関係にある者への謝金は，正当事由がない限り，これを認めない．

6　出張後に提出する「出張報告書」には，具体的かつ明確な用務内容を記載しなければならない．研究打合せ等の用務である場合は，主たる相手方の所属・氏名・連絡先を記載しなければならない．

（諸規程の適用）

第 5 条　「使用ルール」に記載のある費目であって，具体的な計算基準等が示されていないものについては，本学が定める規程等を適用する．

2　研究調査出張費については，国内旅費は本学が定める「研究関係旅費等支給基準」により支給し，国外旅費については，「平成 15 年度版科学研究費補助金交付・執行等事務の手引」により支給する．

（科研費の執行時期）

第 6 条　科研費の支出は，次の各号に掲げる通りとする．ただし，決定が取り消しになった場合は，執行した研究費を直ちに全額返還しなければならない．

(1)　研究代表者は，新規の研究課題については内定通知日以降，また，継続の研究課題については 4 月 1 日から，それぞれ執行できる．

(2)　研究分担者は，本学の科研費専用口座に分担金が入金されてから執行することができる．

（科研費の請求手続）

第 7 条　科研費の請求は，原則として毎年 2 月末日をもって締切日とする．ただし，学術研究助成基金助成金については，最終年度を除き，補助事業期間内であれば締切日を設けない．

（研修会・説明会の開催）

第 8 条　科研費の不正使用防止や事務処理手続きに関するルールの周知などのために，研究者及び事務職員を対象として，研修会・説明会及びその他適切な広報活動を行う．

（調査及び内部監査）

第 9 条　科研費の適正使用を確保するため，学務部研究課による調査を行う．この調査は，一般調査及びモニタリング調査とする．

2　前項による調査のほか，「学校法人東京経済大学内部監査規程」に基づく内部監査を行う．

3　研究者は，学務部研究課による調査及び監査室による内部監査への協力義務を負う．

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は，学術研究センター運営委員会の発議に基づき，大学運営会議の議を経て，代議員会が行う．

付　則

この内規は，2006 年（平成 18 年）4 月 1 日から施行する．

付　則

この内規は，2006 年（平成 18 年）10 月 5 日から改正施行する．

付　則

この内規は，2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2010 年（平成 22 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2011 年（平成 23 年）11 月 9 日から改正施行する．

12. 東京経済大学公的研究資金の運営及び管理に関する規程

（趣旨）

第１条　東京経済大学は，研究に関する本学諸規程，本規程及び社会規範に則り，公的研究資金を最大限に活用し，その成果を広く社会に還元するものとする．

（定義）

第２条　この規程に定める公的研究資金とは，行政・他大学・他研究機関・企業等から受託又は寄付される資金をいう．

（目的）

第３条　この規程は，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関係法令・規程等に基づき，本学における公的研究資金に関する重要事項を定め，公的研究資金の厳正かつ適正な運営・管理を図ることを目的とする．

（最高管理責任者）

第４条　公的研究資金の最高管理責任者は，学長とする．

2　最高管理責任者は，機関全体を統括し，公的研究資金の運営・管理について最終責任を負う．

（統括管理責任者）

第５条　公的研究資金の統括管理責任者は，学術研究センター長とする．

2　統括管理責任者は，最高管理責任者を補佐し，公的研究資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ．

（本学の任務と責任）

第６条　本学は，公的研究資金の運営・管理について，第３条に定める目的を達成するため，次の任務を遂行しその責任を負う．

(1)　公的研究資金に関する機関全体としての厳正かつ適正な運営・管理を行うこと

(2)　公的研究資金の運営・管理に関する自己点検・評価を行うこと

(3)　その他，第３条に規定する目的を達成するために必要なこと

（教員の任務）

第７条　教員は，受託又は寄付された公的研究資金による課題を真摯に遂行し，その成果を公

表するなど社会に還元しなければならない.

（事務局の任務及び主管部署）

第 8 条　事務局は，最高管理責任者の指揮・監督のもと，公的資金の運営・管理を行うために教員と協働し，業務分掌・職務権限に基づき，公的資金を適切に執行しなければならない.

2　最高管理責任者は，事務局の任務遂行にあたって，その責任と権限を持つ.

3　公的研究資金の運営・管理は，事務局の主管部署である研究課が中心となって行う.

（研修等）

第 9 条　最高管理責任者は，教職員に対して公的研究資金の運営・管理に関する研修等を行わなければならない.

（公的研究資金の運営・管理に関する不正の防止）

第 10 条　公的研究資金の運営・管理に係る不正の防止に関しては，別に定める.

（内部監査）

第 11 条　公的研究資金の運営・管理に関する内部監査は，学校法人東京経済大学内部監査規程に基づいて行うものとする.

（公益通報の取扱い）

第 12 条　公益通報の取扱いについては，別に定める.

（改廃）

第 13 条　この規程の改廃は，学術研究センター運営委員会の発議に基づき，大学運営会議の議を経て，代議員会が行う.

付　則

この規程は，2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から施行する.

13. 東京経済大学学術シンポジウム実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，学術研究センターが主催若しくは共催する国際シンポジウム，学術フォーラム等の学術シンポジウム（以下「学術シンポジウム」という.）の開催と助成の取扱いについて定める.

（定義）

第２条　この要綱において学術シンポジウムとは，本学の研究活動の活性化を図り，学術研究の向上に資するために，学術研究センターが主催し，又は本学専任教員グループと共催するシンポジウムをいう.

（助成の要件）

第３条　この要綱の助成対象となる学術シンポジウムは，次の各号のすべてを満たすものでなければならない.

(1)　本学専任教員グループが企画立案し，実行委員会を組織して学術研究センターとの共催で実施するもの，若しくは学術研究センター運営委員会が企画立案し，学術研究センターが主催するもの.

(2)　国外の研究機関等からの１名以上の報告者，及び本学専任教員を含む国内の研究機関等からの報告者が参加するもの（以下「国際シンポジウム」という.），若しくは，本学専任教員を含む国内の研究機関等からの複数の報告者が参加するもの（以下「学術フォーラム」という.）であること.

(3)　原則として本学を会場とし，開催期間は1〜3日程度となるもの.

(4)　学内外に広く一般参加者を募るもの.

（助成の内容）

第４条　助成の内容は，次のとおりとする.

(1)　施設・設備の使用

本学を会場とする場合は，授業及び業務に支障のない範囲で使用することができる.

(2)　現物助成

文房具，その他の消耗品については必要に応じて適宜供与する.

(3)　助成金

学術シンポジウム開催の経費として，別表１の基本助成金と別表２の追加助成金を合算した額を上限とし，第６条第３項第２号に定める収支予算書の内容を審査して支給する．ただし，国際シンポジウムを２件選考する場合は，２件の助成金合計額が１件当りの助成金の上限（400万円）を超えないものとし，その範囲内で調整する.

（助成金の予算執行）

第５条　学術シンポジウムの収支は予算内で執行する．執行額が予算額を超えた場合の追加支給は行わない．

2　助成金の支出範囲は，収支予算書（様式1）にある費目のみとする．

3　助成金は参加予定者数，報告者数等により支給するが，実際の参加申込者数，報告者数が予定者数を大幅に下回った場合は，助成金の一部返還を求めることがある．

4　助成金は学術研究センター予算に計上する．

（募集及び申請）

第６条　学術研究センターは４月に専任教員に対し，翌年度に実施する学術シンポジウムの募集を行う．

2　申請は第３条第１号に定める実行委員会の代表者（以下「実行委員長」という．）が行う．

3　実行委員長は，定められた期日までに以下の申請書類を学術研究センター長宛に提出しなければならない．

(1)　学術シンポジウム申請書

(2)　学術シンポジウム収支予算書

(3)　その他，学術研究センター運営委員会が必要と認めた書類

（審査・選考及び決定）

第７条　審査は学術研究センター運営委員会が行う．ただし，実行委員に学術研究センター運営委員が含まれる場合は，その者を審査委員から除外する．

2　審査は提出された申請書類に基づいて行う．

3　前項により適当と見なされたもののなかから，各年度につき，国際シンポジウム１件，学術フォーラム３件を上限に選考する．ただし，学術研究センター運営委員会が認める場合には，国際シンポジウムをさらに１件追加することができる．

4　学術研究センターが主催する学術シンポジウムについては，本条第１項及び第２項の手続を要しない．ただし，主催件数と共催件数の合計が第３項の上限を超えることはできない．

5　学術研究センター長は，選考結果を学長に報告する．学長は選考結果を大学運営会議に報告し了承を受けた後，代議員会に報告する．

（企画の実施）

第８条　学術シンポジウムの実施に伴う実務は，学術研究センターが主催の場合は学術研究センターが行い，共催の場合は実行委員会が行う．ただし，予算の範囲内で学外の機関（以下「委託機関」という．）に委託することができる．

2　前項にいう委託機関の選定は，「固定資産・物品調達規程」により行う．この委託機関の選定に伴う事務は学務部研究課が行う．

3　実行委員長は，実施の過程で，この要綱に定めのない事項等が発生した場合は，遅滞なく学術研究センター運営委員会に報告し，その指示に従う．

（報告書）

第 9 条　実行委員長は学術シンポジウム終了後，1 カ月以内に実施報告書，決算報告書を学術研究センター運営委員会に提出しなければならない．

2　学術研究センター長は，共催ないし主催した学術シンポジウムの実施報告書及び決算報告書を学長に提出するとともに，代議員会で実施内容を報告しなければならない．

3　学長は，実施報告書及び決算報告書を大学運営会議に提出し，その了承を得なければならない．

4　実行委員長は，学術シンポジウム終了後，6 カ月以内に実施成果及びシンポジウム記録を学術研究センターに提出しなければならない．ただし，実施成果及びシンポジウム記録の作成に係る経費は学術研究センター予算で執行する．

5　学術研究センターは，提出された実施成果及び主催した学術シンポジウムの実施成果を「学術研究センター年報」に公表する．

（改廃）

第 10 条　この要綱の改廃は，学術研究センター運営委員会の発議により，大学運営会議及び代議員会の議を経てこれを行う．

付　則

1　この要綱は，2001 年（平成 13 年）4 月 1 日から施行する．

2　この要綱の施行に伴い，「東京経済大学国際シンポジウム実施要綱」は廃止する．

付　則

この要綱は，2006 年（平成 18 年）9 月 21 日から改正施行する．

付　則

この要綱は，2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から改正施行する．

別表１　基本助成金

シンポジウムの種類	参加予定者	基本助成金(上限)
国際シンポジウム	200 名以上	250 万円
	200 名未満	200 万円
学術フォーラム	──	30 万円

別表２　追加助成金（報告者の人数，国内外の差異に応じて加算するもの）

報　告　者	報告者１人あたりの追加助成金
国外からの報告者	25 万円　　＊ただし，全体で 100 万円を上限とする
国内からの報告者	5 万円　　＊ただし，全体で 50 万円を上限とする

14. 学術図書刊行助成規程

（目的）

第1条　本学は，学術的に優れ，かつその研究分野の発展に寄与しうる専任教員による学術図書出版について，当該出版物にかかわる刊行経費の助成に資することを目的として本規程を定める．

（申請資格）

第2条　申請資格は，次の各号に該当する者に限る．

(1)　申請時及び刊行時において本学の専任教員の身分をもつ者

(2)　申請時において在職年数が3年以上ある者

2　本規程に基づく刊行助成の受給は，在職中，3回以内とする．

（助成費支給額）

第3条　刊行助成費は，600部を刊行するのに必要な直接出版費の3分の2以内とし，その上限を150万円とする．

2　前項に定める直接出版費は，組版代，製版代，印刷代，用紙代及び製本代に限り，編集及び校正料等の付帯経費はこれを認めない．

（助成の要件）

第4条　学術図書刊行助成の対象は，次の各号のいずれかに限る．

(1)　学術研究単著

(2)　学術的に価値が高いと認められる単独翻訳書

(3)　本学共同研究助成費による編共著

2　前項第3号に基づく申請者または執筆者は，本規程第2条2項による回数制限に参入する．

（除外事項）

第5条　次に掲げるものは，刊行助成の対象とはならない．

(1)　専任教員が編者となる論文集

(2)　出版社の企画によって刊行されるもの

(3)　教科書として指定又は利用するもの

(4)　市販されないもの

(5)　すでに学術雑誌などに発表された論文を単に集成した論集

(6)　既存の邦語訳のある著書又は論文の改訂再翻訳

(7)　次年度内に刊行の見込みがないもの

(8)　文部科学省の研究成果公開促進費又はその他の刊行補助金を受けたもの若しくは受ける予定のあるもの

（申請書類）

第6条　申請者は，刊行予定年度の前年度の定められた期日までに次の各号の申請書類を学長に提出しなければならない．

(1)　完成原稿

(2)　学術図書刊行計画書（別紙様式1）

(3)　出版社が発行する刊行見積書

（審査委員会の設置）

第7条　学長は，前条に定めた申請書類の受理後，直ちに学術図書刊行助成審査委員会（以下「審査委員会」という．）に諮問しなければならない．

（審査委員会の構成）

第8条　審査委員会は，学長が学術研究センター運営委員会の意見を徴して委嘱する3名以上の奇数の委員によって構成される．

（審査結果の答申）

第9条　審査委員会は，申請書類に基づき審査を行い，助成の適否につき速やかに学長に答申しなければならない．

（刊行助成の決定）

第10条　学長は，審査委員会の審査に基づいて，刊行助成の候補となる図書を代議員会に提案し，その議決を受けなければならない．

2　審査委員会の審査の結果，刊行助成の当初の予定件数を超えたときは，学長は，学術研究センター運営委員会の意見を徴したのち，代議員会にこれを提案し，了承を得なければならない．

（助成図書の延長願い）

第11条　本刊行助成の交付決定を受けた専任教員は，刊行予定年度内に刊行すべき義務を負う．ただし，都合により刊行予定年度内に刊行されないときは，1年に限り延長を認めることができる．特にやむを得ない事情があるときは，当該図書の刊行を更に1年に限り延長することができる．延長は，通算2年を限度とする．

2　所定の期限までに刊行できないときは，学術研究センター運営委員会の議に基づき，学長は本刊行助成の交付決定を取り消すことができる．

3　当該取り消しに伴う諸費用の発生は，本人がこれを負い，大学は一切責任を負担しない．

（刊行助成の支払い）

第12条　本刊行助成を受けた出版図書が刊行されたときは，大学が，定める手続きに従い，当該図書を刊行した出版社に助成額全額を支払うものとする．

2　大学は，当該図書を刊行した出版社に，刊行後直ちに2部を無償で寄贈させるものとする．

（刊行助成図書の明記義務）

第13条　本刊行助成を受けた者は，当該出版図書に「はしがき」又は適切な箇所において，助成を受けた旨を記すほか，別紙様式2に基づき奥付部分において当該年度の刊行助成によ

る図書であることを明記しなければならない．

（疑義への対応）

第 14 条　本規程に定めのない事項又はその他取扱上生じた疑義は，この規程の趣旨にしたがい，学術研究センター運営委員会がこれを決する．

（助成の取消・助成金の返還）

第 15 条　本刊行助成を受けた者が本規程第 5 条又は第 11 条 1 項に違反したときは，学長は，学術研究センター運営委員会の議に基づき刊行助成を取り消すことができる．

2　すでに当該図書が刊行され，刊行助成費が支出されているときは，本刊行助成を受けた者は，その全額又は一部を大学に弁済しなければならない．

（倫理規定）

第 16 条　本刊行助成を受けた者は，次の各号を遵守しなければならない．

(1)　出版に当たり事故が発生したときには，速やかに担当部署に通知すること．

(2)　当該出版物の初版においては，著者印税を発生させてはならない．

(3)　当該出版物を本学において教科書として指定又は利用してはならない．ただし，特別の理由があるときは，予め学術研究センター長に届出を行い，許可を受けなければならない．

（運用）

第 17 条　本規程の運用は，別に定める「学術図書刊行助成規程の運用に関する申し合わせ」による．

（改廃）

第 18 条　本規程の改廃は，学術研究センター運営委員会の議を経て，代議員会が行う．

付　則

この規程は，1987 年（昭和 62 年）11 月 20 日から施行する．

付　則

この規程は，1990 年（平成 2 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

この規程は，1997 年（平成 9 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2002 年（平成 14 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2006 年（平成 18 年）7 月 12 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2009 年（平成 21 年）10 月 14 日から改正施行する．

様式１　略

様式２

○○○○年度東京経済大学 学術研究センター 学術図書刊行助成

15. 学術研究センターワーキングペーパー取扱内規

（目的）

第１条　この内規は，東京経済大学学術研究センター規程第７条第４項に基づき発行するワーキングペーパー（以下「WP」という.）に関する取扱いを定める.

（発行人）

第２条　WP の発行は，学術研究センター（以下「センター」という.）がこれを行う.

（執筆資格）

第３条　WP の執筆資格は，原則として本学専任教員に限る.

2　WP の執筆が共同者を伴うときは，本学専任教員１名を執筆責任者とし，発行申請前に共同者の執筆参加に関しセンターの承認を受けなければならない.

（申請条件）

第４条　執筆が学外の共同者を伴う場合の申請条件は，次の各号のすべてを満たすものでなければならない.

(1)　執筆者の半数以上が本学の専任教員であること.

(2)　本文の発行頁数の半分以上を本学の専任教員が執筆していること．なお，本学専任教員と学外者との共同執筆の場合は，本学専任教員の執筆部分とそれ以外とに分けて発行頁数を算出すること.

（発行申請）

第５条　WP の発行申請者は，次の各号の書類等をセンターに提出しなければならない.

(1)　センターが定める申請書

(2)　完成原稿１部

(3)　完成原稿を記録した電子媒体

（発行の承認）

第６条　WP の発行は，センター運営委員会の議に基づき，学術研究センター長がこれを判断する.

（発行承認の基準）

第７条　WP の発行承認手続きにおいて，センター運営委員会は，次の各号に定める要件を審

査する．

(1)　申請者本人による原稿であること．

(2)　初出原稿であること．

(3)　執筆が学外の共同者を伴う場合は，第4条に定める条件を満たしていること．

(4)　第5条第1項第1号に定める申請書記載事実と提出された原稿の様式が一致していること．

（発行の通知）

第8条　学術研究センター長が，WPの発行を承認したときは，直ちに申請者に発行承認の通知をしなければならない．

2　学術研究センター長が，センター運営委員会の議に基づいて，その承認につき条件を付したときは，申請者にその条件を通知しなければならない．申請者が，その条件を履行することを承諾したときには，第7条による手続を開始する．

3　学術研究センター長が，センター運営委員会の議に基づいて，その承認をしないときは，申請者にその理由を付した文書をもって不承認の通知をしなければならない．

（発行形式）

第9条　WPの完成原稿の形式は，次の各号による．

(1)　WPの媒体は，原則としてA4版縦又は横の用紙とする．

(2)　WPの印刷は，白黒とする．ただし，申請者の負担により多色刷り印刷を認める．

(3)　WPの頁数は，原則として100頁以内とする．

(4)　センター運営委員会が提供する統一的様式に基づいて，表紙及び裏表紙を貼付する．この統一的様式は次の各項目が記載されなければならない．

イ）　執筆者及びタイトル

ロ）　発行人

ハ）　発行日

ニ）　WPの発行連番号（以上，表表紙）

ホ）　既刊のWP発行連番号

ヘ）　既刊のWPのタイトル及び執筆者名（以上，巻末資料）

（発行時期等）

第10条　WPの発行は，その発行が承認され次第，速やかに行う

2　WPの発行部数は，110部以内とし，10部をセンターに保管し，残部を執筆者に付与する．ただし，110部を越えて発行を求めるときは，実費負担を条件として，これを認める．

（WP の配布）

第 11 条　WP の配布及び公表は，執筆者が行い，センターは関与しない．ただし，他の研究機関等より WP 交換依頼がある場合には，センターがその事務を行う．

（WP の評価）

第 12 条　WP の配布及び公表は，東京経済大学研究助成費制度及び日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金に係わる共同研究助成の研究成果の公表とはみなさない．

（倫理規定）

第 13 条　WP 執筆者は，次の各号を遵守しなければならない．

(1)　WP の公表による一切の執筆責任を負うこと．

(2)　WP の公表によって事故が発生したときには，直ちにセンターに通知すること．

(3)　WP の公表後，同一の WP の修正を行わないこと．ただし，誤植等の記載修正はこれを認め，執筆者の責任で正誤表を貼付すること．

(4)　その他，発行に関する各規定及びセンター長の指示に従うこと．

（改廃）

第 14 条　この内規の改廃は，学術研究センター運営委員会が行う．

付　則

この内規は，2001 年（平成 13 年）12 月 7 日から施行する．

付　則

この内規は，2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から改正施行する．

16. 学会開催に関する助成内規

（目的）

第１条　この内規は，本学の専任教員が責任者等となって，本学を会場として開催する学会及びそれに準ずる研究会（以下，総称して「学会」という.）に対して行う助成の取扱いについて定める.

（助成の要件）

第２条　助成の要件は，次のとおりとする.

(1)　本学に当該学会員がいること.

(2)　原則として全国規模又は関東規模の学会若しくは国際学会であること.

(3)　本学の学会員から，本学宛の当該学会の開催依頼状を添付して，申請のあること.

（助成の内容）

第３条　助成の内容は，次のとおりとする.

(1)　施設・設備の貸与

本学の業務に支障のない範囲で，無償で貸与する．原則として，学会開催のために，授業教室の変更は行わない.

(2)　現物助成

封筒，便箋，模造紙等の消耗品については，必要に応じて，適宜供与する.

（申請）

第４条　学会助成を受けようとする当該学会員は，当該学会開催年度の前年度 11 月末日までに，次の必要書類を添付し，学術研究センター長宛に申請する．ただし，申請期限経過後であっても，施設・設備その他の条件で貸与可能な場合は，申請を受け付ける.

(1)　本学宛の当該学会の開催依頼状

(2)　学会開催助成申請書（別紙様式 1）

(3)　施設・設備借用に関する依頼書（別紙様式 2）

(4)　その他，学術研究センター長が特に必要と認めた書類

（審査決定）

第５条　学会助成の審査及び決定は，前条の申請に基づき，学術研究センター長が学術研究センター運営委員会に諮って行う.

（事務）

第６条　この助成に関する事務は，学務部研究課が行う．ただし，学会の実務は，学会の主催者が行うものとする.

（改廃）

第７条　この内規の改廃は，学術研究センター運営委員会が行う.

付　則

この内規は，1996 年（平成 8 年）4 月 1 日から施行する．

付　則

この内規は，2004 年（平成 16 年）4 月 1 日から改正施行する．

付　則

1　この内規は，2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から改正施行する．

2　2007 年 3 月 31 日以前に承認されている学会開催助成については，改正以前の内規を適用する．

付　則

この内規は，2012 年（平成 24 年）11 月 16 日から改正施行する．

＊別紙様式 1 と 2 は省略

17. 東京経済大学客員研究員に関する規程

（目的）

第１条　本学は，教育・研究に関する国際交流の目的で，海外から客員研究員を招聘することができる．

（定義）

第２条　「客員研究員」とは，前条の目的で，海外から本学が招聘し，主として研究・調査を目的とする者をいう．

（申請資格及び期間）

第３条　客員研究員の申請資格は，次に掲げるものとする．

(1)　本学と協定を締結した海外の教育・研究機関等（以下「協定機関」という．）からの場合は，協定機関が推薦し派遣する者

(2)　協定機関以外からの場合は，海外の大学及び研究機関等に所属し，十分に業績を有すると学術研究センター（以下「RC」という．）が認めた者

(3)　RC が承認した研究プロジェクトの共同研究者

2　客員研究員の申請期間は，随時とする．

（受け入れの決定・人数及び期間）

第４条　協定機関からの客員研究員については，その協定機関の推薦に基づき，国際交流委員会が仲介者（コーディネーター）を選出し，その所属学部の学部長に国際交流委員長が推薦する．同学部長はその学部教授会に諮って決定し，学長に報告する．

協定機関以外からの客員研究員については，本学専任教員が仲介者（コーディネーター）となり，RC より受け入れ承認を得た後，国際交流委員会に申請する．国際交流委員長は同委員会の承認を得た上で，仲介者（コーディネーター）の所属学部の学部長に推薦する．同学部長はその学部教授会に諮って決定し，学長に報告する．

2　客員研究員の人数は，協定機関との協定に定めがある場合を除いて，年間若干名とする．

3　客員研究員の受け入れ期間は，原則として１年以内とする．ただし，特別の事情のある場合は，本規程の主旨に従った範囲内であることを条件に，本学の教学・研究上の支障がない限りにおいて，12 ヵ月以内の延長を認めることができる．

（費用等の負担）

第５条　本学は，協定機関からの客員研究員に関し，協定の定める範囲で諸費用を負担するものとする．また，協定に定められていない場合若しくは協定機関以外からの客員研究員の場合でも，原則として次の項目の範囲に限り，諸費用を負担し，また便宜を供与することができる．ただし，適用項目及び金額・便宜の範囲については，国際交流委員会の議を経て学長がこれを決定する．

(1)　研究補助費（印刷関係費・研修活動に必要な諸費用）
(2)　医務室の利用
(3)　研究施設
①　共同の研究室の利用
②　図書館その他研究施設の利用
(4)　その他証明書発行等事務上の便宜の供与．ただし，渡航費は原則として派遣機関の負担とする．

（協定機関以外からの客員研究員に関する特別事項）

第 6 条　協定機関以外からの客員研究員の受け入れの際は，本学専任教員が必ず仲介者（コーディネーター）となる．仲介者（コーディネーター）は，客員研究員の行為から問題が生じたときは，専任教員として当然果たすべき責任の範囲内でその問題の解決に当たる．

2　前項にいう問題が生じたときは，国際交流委員会は，当委員会に課せられた活動の範囲内において，仲介者の教員と協力して問題解決に当たるものとする．

3　国際交流委員会は，客員研究員について同委員会規程及び本規程の目的に照らして不適当な行為があると認めた場合には，しかるべき措置を学長に提案することができる．

（客員研究員及び仲介者の義務）

第 7 条　客員研究員は帰国前に，仲介者（コーディネーター）を通じて，次のことを済ませる義務がある．
(1)　諸費用の精算
(2)　所定の研究活動報告書の提出

（国際交流委員会と関係委員会との調整）

第 8 条　この規程で取り扱われる事項及びそれに関連した事項の運用について必要な場合には，国際交流委員会は関係する委員会等と協議することができる．

（改廃）

第 9 条　この規程の改廃は，国際交流委員会の議を経て代議員会が行う．

付　則

1　この規程は，1998 年（平成 10 年）6 月 26 日から施行する．

2　この規程の施行に伴い，「東京経済大学教育・研究に関する国際交流客員教員・客員研究員及び派遣教員に関する規程」を廃止する．

付　則

この規程は，2000 年（平成 12 年）6 月 23 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2005 年（平成 17 年）5 月 25 日から改正施行する．

付　則

この規程は，2006 年（平成 18 年）7 月 12 日から改正施行する．